

○西ノ島町歯科診療所の設置及び管理に関する条例

平成21年6月24日

条例第20号

(設置)

第1条 町民の健康保持に必要な歯科診療を提供するため、歯科診療所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 歯科診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
西ノ島町歯科診療所	西ノ島町大字浦郷544番地15

(指定管理による管理)

第3条 西ノ島町歯科診療所(以下「診療所」という。)の管理は、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第3項](#)の規定により、法人その他の団体であつて、町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 歯科診療に関する業務
- (2) 歯科診療所の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他町長が必要と認める業務

(診療日数及び診療時間)

第5条 診療日は、日曜日及び[国民の祝日に関する法律\(昭和23年法律第178号\)](#)に規定する日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除き、平日は午前9時から午後6時までとし、土曜日は午前9時から午後零時までとする。ただし、急患その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(診療料金)

第6条 診療を受けた者は、[健康保険法\(大正11年法律第70号\)](#)その他の法令の定めるところにより、診療に係る料金及び手数料(以下「診療料金」という。)を指定管理者に納付する。

(診療料金の収入)

第7条 町長は、診療料金を指定管理者の収入として收受させる。

(委任)

第8条 [この条例](#)に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

[この条例](#)は、公布の日から施行する。